

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和5年9月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20230905	ゴールド交通株式会社(法人番号9011601016375) 代表者 大森 和樹	東京都練馬区上石神井3-3 4-12	本社営業所	東京都練馬区上石神井3-3 2-2-1F	輸送施設の使用停止(60日車)	道路運送車両法第58条第1項	令和5年2月17日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)定期点検整備の未実施(道路運送車両法(以下、車両法)第48条)、(2)点検整備記録簿の記載不備(車両法第49条)、(3)点検整備記録簿の保存義務違反(車両法第49条)、(4)無車検運行(車両法第58条第1項)	6	6
20230905	Gooingtrip観光株式会社(法人番号9011301025098) 代表者 相澤 陽介	東京都江戸川区北小岩6-1 7-6レミネ1 2階	本社営業所	東京都江戸川区北小岩6-1 7-6 レミネ1 2階	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送車両法第48条	令和5年1月25日及び令和5年2月8日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)定期点検整備の未実施(道路運送車両法(以下、車両法)第48条)、(2)整備管理者の変更の未届出(車両法第52条)	4	1
20230905	株式会社吉祥リムジン(法人番号4011701015083) 代表者 吉岡 勇	東京都江戸川区松島4-20 -8	江戸川営業所	東京都江戸川区南小岩2-4 -35-301	輸送施設の使用停止(10日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2	令和4年10月4日及び令和4年10月14日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第19条の2)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(4)指導主任者の選任・退任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号、第4号)	1	1
20230905	大栄交通株式会社(法人番号6011401003634) 代表者 安 英哲	東京都板橋区東坂下1-13 -13	本社営業所	東京都板橋区東坂下1-13 -13	輸送施設の使用停止(20日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項	令和4年10月4日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	2	2

20230905	有限会社岡部タクシー(法人番号9090002008207) 代表者 島田 邦久	山梨県笛吹市 石和町八田490-54	本社営業所	山梨県笛吹市 石和町八田490-54	輸送施設の使用停止(80日車)	道路運送法第9条の3 第1項	令和4年10月5日及び令和4年11月2日、長期間監査未実施であることを端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)運賃料金認可違反(道路運送法(以下、運送法)第9条の3第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(4)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出義務違反(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)	8	8
20230912	株式会社EZグループ(法人番号8030001124671) 代表者 劉 臣亮	東京都杉並区 井草4-1-7 紅梅マンション10B	本社営業所	東京都杉並区 井草4-1-7 紅梅マンション10B	輸送施設の使用停止(40日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和5年2月7日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)	4	4
20230912	山田 政雄	東京都新宿区	個人	東京都新宿区	輸送施設の使用停止(20日車) 輸送の安全確保命令 旅客の利便確保命令	特定地域および準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項	令和5年2月16日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第2条第2項)、(2)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(3)運賃届出、運賃変更届出違反(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)	2	2
20230920	株式会社旅友(法人番号7040001050232) 代表者 中村 光枝	千葉県八街市 文違301-30 32	千葉営業所	千葉県富里市 中沢1150-6, 7	輸送施設の使用停止(20日車)	道路運送法第9条の3 第1項	令和5年2月9日、事業拡大をしたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運賃料金認可違反(道路運送法第9条の3第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	2	2

20230920	株式会社極東電視台(法人番号7010401078553) 代表者 中村 昌哉	東京都港区赤坂7-10-17 フォンテ赤坂2F	赤坂営業所	東京都港区赤坂7-6-38-101	輸送施設の使用停止(30日車)	道路運送法第15条第4項	令和4年12月19日、事業拡大をしたことを端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反(道路運送法(以下、運送法)第15条第4項)、(2)運行管理者の選任届出違反(運送法第23条第3項)、(3)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(6)指導主任者の選任・退任届出違反(運輸規則第68条第1項第3号、第4号)、(7)報告義務違反(運送法第94条第1項)、(8)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出義務違反(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)	3	3
20230920	有限会社松尾タクシー(法人番号4040002079868) 代表者 石田 浩造	千葉県山武市 松尾町本柏27 93-6	芝山営業所	千葉県山武郡 芝山町山中字 東風山下272 -2	輸送施設の使用停止(100日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項	令和4年9月8日及び令和4年9月26日、事業拡大をしたことを端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(5)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(6)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)、(9)運賃届出、運賃変更届出違反(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)	22	10
20230920	有限会社松尾タクシー(法人番号4040002079868) 代表者 石田 浩造	千葉県山武市 松尾町本柏27 93-6	本社営業所	千葉県山武市 松尾町本柏27 93-6	輸送施設の使用停止(115日車)	道路運送車両法第48条	令和4年9月8日及び令和4年9月26日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)運賃料金認可違反(道路運送法第9条の3第1項)、(2)損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第19条の2)、(3)乗務時間等の基準の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(7)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)	22	12

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)